

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
航空宇宙産業基盤確保支援事業費助成金
募集のご案内

～航空宇宙産業分野で事業を継続する中小企業者の特別支援を実施します～

助成事業の概要

1. 対象事業 生産設備や検査・測定機器の精度維持のために、必要な保守・点検および、製造に必要なソフトウェアのライセンスの更新

2. 対象者 県内の事業所で「JISQ9100」の認証を保有する中小企業者等(製造業)

3. 対象経費等

助成対象事業	助成対象経費	助成率	助成限度額 (1事業あたり)
岐阜県内に立地する事業所で保有する生産設備や検査・測定機器の精度維持に、必要な保守・点検および、製造に必要なソフトウェアのライセンスの更新	(1)加工機等生産設備の保守・点検のための委託費用 (2)製品検査用評価機器・測定機器等の保守・点検のための委託費用 (3)製造用ソフトウェア(各種CAD/CAMソフトや、製造シミュレーションソフト等)のライセンス使用料	助成対象経費の2/3以内	上限 1,200万円

※助成対象経費、助成条件等の詳細は、下記アドレス内の「助成金交付要領」、「運用について」よりご確認ください。

4. 募集期間 令和3年8月4日(水)～9月17日(金) ※当日17時までに書類必着

5. 説明会の実施 日時 令和3年8月17日(火)午後2時～3時30分

場所 岐阜県成長産業人材育成センター 3階 多目的研修室1
(各務原市テクトプラザ1-21 アネックス・テクト2内)

Zoomによるオンライン開催に変更となりました。

参加申し込み メールにて企業名・氏名を送信願います。

Mail:kyouyou@GPC-Gifu.or.jp

6. 応募方法 申請書類一式(様式1およびその他添付書類)を、裏面に記載の申請書提出先へ持参または郵送してください。

※ 郵送の場合は書留又は簡易書留で提出願います。

※ 提出いただいた書類は返却できません。

【申請書類様式(Word)ダウンロード】

・岐阜県産業経済振興センターホームページ内

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2021080402/index.asp>

※「助成金交付要領」や「運用について」なども同ページ内よりご覧ください。

7. 主な条件 裏面をご覧ください。

8. 交付の決定等 書面審査にて助成事業者を決定したのち申請者へ通知します。

9. その他 ・助成金は、事業実施後(審査受審後)に「実績報告書」の提出があり、これが適正と認められた場合にお支払いします。あらかじめ実績報告に必要な添付書類等についても、要領をご確認ください。

・予算額に限りがあるため、**交付決定金額が申請金額を下回る場合があります**のでご了承ください。

・その他、事業実施にあたっては、当センターの指示に従う必要があります。

主な助成条件

主な、助成の条件は以下のとおりです。

詳細は、当センターホームページ内以下のページを ご確認ください。

<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2021080402/index.asp>

① 当該助成金の申請

・1企業、1申請に限ります。

② 助成事業・対象者の条件

- ・県内の事業所で「JISQ9100」の認証を保有する中小企業者等(製造業)であること。
- ・当該助成金の他に県、並びに県の関係団体等から助成金等を受ける事業は対象になりません。
- ・岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象にはなりません。
- ・国税、県税、市町村税が未納の者は対象になりません。

③ 対象経費・助成対象期間

- ・対象経費は、県内に立地する事業所で保有する生産設備や検査・測定機器の精度維持のために必要な、定期的
に実施する保守・点検に係る経費および、製造に必要なソフトウェアのライセンス使用料のみとします。その他詳細
については、上記ホームページ掲載の「運用について」をご参照願います。
- ・助成対象期間は、交付決定の日(令和3年10月予定)から助成事業の完了日または令和4年2月28日(月)のい
ずれか早い日までです。

④ 助成の対象とならない経費

- ・保守・点検に係る消耗品費、新規備品購入費、ソフトウェアの新規購入費、振込手数料、及び消費税(地方消費税
を含む)、その他不適切と認められた経費は、助成対象となりません。
- ・助成金交付要領や運用等で定めた適正な手続きや会計処理がされていないものは対象となりません。

⑤ 事業着手時期

- ・着手時期は、原則として交付決定のあった日以降です。
- ・ただし、事業の性格上、又は、やむを得ない理由があると当センターが特に認めた場合はこの限りではありません。
申請書に併せて「事前着手理由書」を提出してください。

⑥ 実績報告

- ・助成事業が完了した場合は、関係する書類を添付した実績報告書を、助成事業の完了の日から起算して15日
を経過した日又は令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までに提出していただきます。

⑦ 助成金の支払い

- ・実績報告書の提出・確定通知後に支払います。

【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 技術振興部技術支援課

〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地

電子メールアドレス: kyousou@gpc-gifu.or.jp

※当助成金に関するお問い合わせは、原則、上記アドレスへの電子メールでのみ受け付け、電子メールで回答させていただきます。回答の返信までに、お時間をいただくことがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。